

# すべての方が対象になります



どなたでも乳幼児または妊産婦の医療費給付が受けられるようになります（3歳児健診の様子）

## 給付までの流れ

①役場住民生活課に申請してください。乳幼児（妊産婦）医療費受給者証が交付されます。

▶医療費受給者証



②医療機関で保険証と受給者証を提示し、医療費助成給付申請書を提出して医療費の自己負担額を支払います。

▶医療費助成給付申請書



③約2カ月後、給付額が指定の口座に振り込まれます。

4月1日から、乳幼児と妊産婦の医療費給付について、所得制限が廃止されます。  
 これまでは、本人または保護者の所得が一定額以上ある方は医療費給付が受けられませんでした。が、町独自の子育て支援策として、今まで受給の対象とならなかった方も医療費給付が受けられるようになります。  
 対象となる方は▽妊娠5カ月目から出産の翌月までの妊産婦▽出生後から小学校に入学するまでのお子さん——です。  
 給付内容は、医療保険で診療

を受けたときに支払った自己負担額のうち、受給者負担額（下表）を差し引いた金額が、約2カ月後に指定した口座に振り込まれます。  
 なお、健診や入院したときの食事代など、医療保険対象外の費用については給付されません。給付を受けるためには申請が必要となりますので、これまで対象となっていなかった方は役場住民生活課の窓口へお越しください。  
 ▼受付開始日 3月10日  
 ▼持参する物 健康保険証、預

◆申請先・問い合わせ 役場住民生活課医療給付担当（内線125）へどうぞ。  
 ※健康保険証は妊産婦医療費の場合には本人が加入しているもの、乳幼児医療費の場合はお子さんが加入しているものをお持ちください。  
 金通帳、認印

### ◆受給者負担額

区分	負担額
3歳未満の人 本人または保護者が住民税非課税の人	なし
3歳～就学前の人	外来 750円 入院 2,500円
上記以外の人	外来 1,500円 入院 5,000円

※負担額は診療報酬明細書1枚ごとの金額